



# 三重県公報

平成29年2月3日(金)

第 2874 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
65	介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	(長寿介護課)	2
66	介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	(同)	2
67	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
68	都市計画事業の認可	(都市政策課)	2
69	三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定の一部を改正する告示	(景観まちづくり課)	3
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	3
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	3
	同件	(同)	4
	同件	(同)	4
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
<b>正 誤</b>			
	平成28年12月6日付け三重県公報第2859号	(治山林道課)	7

告 示
-----

## 三重県告示第 65 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可しました。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	許 可 年 月 日	入所定員
2450180076	介護老人保健施設 だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人財団青木会	桑名市中央町 5 丁目 7 番地	平成 29 年 1 月 4 日	40

## 三重県告示第 66 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 99 条第 2 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設から廃止の届出がありました。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
2450180050	介護老人保健施設 だいそう	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	医療法人社団青木会	平成 29 年 1 月 3 日	介護老人保健施設

## 三重県告示第 67 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美杉町上多気字芋ヶ谷 872、873、字ジャハミロ 875 の 1、字岩ノ谷 884 の 3、字源五郎 890 の 1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 三重県告示第 68 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称

伊勢市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画学校事業

神社・大湊小学校

3 事業施行期間

平成 29 年 2 月 3 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

伊勢市大湊町字禿松南新田地内

(2) 使用の部分

なし

---

三重県告示第 69 号

三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定（平成 17 年三重県告示第 311 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 伊勢地域観光交通対策協議会

9 第 27 回全国菓子大博覧会・三重 実行委員会

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 29 年 3 月 25 日まで縦覧に供します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 28 年 12 月 28 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 バンビーニこども村保育園

(2) 代表者の氏名

門村 靖

(3) 主たる事務所の所在地

津市安濃町太田 1841 番地の 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、学童とその親に対して、成長に必要な「自然の中で五感を使った遊び」、「運動、ルールある遊びで心身を育む時間と集団」、「社会性を身につける」を提供する保育の実践・研究及びその普及、「親と子が共育ち」のできる環境、子育て支援に関する事業を行い、次代を担う子ども達の心身の健全な育成及び、地域社会全体における福祉増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 29 年 1 月 23 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 メイク
  - (2) 代表者の氏名  
川北 啓子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
津市大門 7 番 15 号 津センターパレス 3 階 津市市民活動センター内
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 29 年 1 月 25 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 メリーポピンズ
  - (2) 代表者の氏名  
吉住 佳代子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
津市高茶屋 5 丁目 4 番 14 号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は広く一般市民に対して、子どもの健全育成に関する事業を行い、子供自身の身体・精神の成長をサポートし、トラブル防止のための学習を助け、同時に育てる側の母親・父親・祖父母・地域住民・ひいては社会全体の子育てに関する生活上の問題や対策についての普及啓発事業をもって、家庭は勿論、地域の生活環境や自然環境のあり方を追求し、“呼び戻そう自然！取り戻そう人間！”をテーマとして、人と自然が調和のとれた環境社会づくりを通して、家族の幸せの増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日  
平成 29 年 1 月 25 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 日中友好桜友の会
  - (2) 代表者の氏名  
小林 充
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鈴鹿市徳居町 1139 番地の 2
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、中国無錫市に対して、桜を植樹する事に関する事業を行い、教育関係、福祉関係、経済関係、その他日中友好関係に寄与することを目的とする。

---

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
鳥羽市
- 2 調査を行った期間  
平成 24 年 6 月から平成 28 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
鳥羽市相差町（相差 7・8・9）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
鳥羽市相差町字下原、片ノ浜、樋口、寺後、茅原新田、江尻及び大田浜地内
- 5 認証年月日  
平成 29 年 1 月 24 日

---

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
いなべ市
- 2 調査を行った期間  
平成 28 年 6 月から同年 10 月まで
- 3 成果の名称  
いなべ市（野手）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
いなべ市野手地内
- 5 認証年月日  
平成 29 年 1 月 24 日

---

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
紀北町
- 2 調査を行った期間  
平成 18 年 6 月から平成 28 年 2 月まで
- 3 成果の名称  
紀北町相賀（本地 1・本地 2 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
紀北町相賀地内
- 5 認証年月日  
平成 29 年 1 月 24 日

---

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に

供します。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
堀田 敏生	桑名市大字下深谷部 2220 番地	桑名市大字下深谷部字山ノ城 5475
有限会社 木曾岬農業センター	桑名郡木曾岬町和泉 151	桑名郡木曾岬町近江島 147-1 ほか 5 筆
横井 善彦	桑名郡木曾岬町和泉 138	桑名郡木曾岬町西対海地 196 ほか 3 筆
日置 重也	員弁郡東員町中上 220-1	員弁郡東員町大字中上大福 1224-1
森口 正孝	鈴鹿市汲川原町 232	鈴鹿市汲川原町河次 1029 ほか 3 筆
株式会社 太田営農サービス	津市安濃町太田 36 番地	津市安濃町太田南 2008 ほか 12 筆
山岸 泰平	津市白山町稲垣 115	津市白山町古市東沖 1302 ほか 1 筆
大田 雅久	津市白山町二本木 2831	津市白山町二本木下岡前 4992
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木田子 4875 ほか 1 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市白山町南家城 2502-2	津市白山町南家城北澤 2323 ほか 10 筆
株式会社 陽光園	松阪市嬉野川北町 1554-1	松阪市嬉野宮古町字下川原 1148 ほか 2 筆
農事組合法人 サンライズ嬉野	松阪市嬉野田村町 329-1	松阪市嬉野田村町字二反田 818 ほか 10 筆
長野ライス 株式会社	松阪市嬉野算所町 592-1	松阪市嬉野算所町字馬渡り 702 ほか 5 筆
高瀬 和美	松阪市小野江町 1133	松阪市甚目町字平田 2 ほか 4 筆
松田 忠正	松阪市中ノ庄町 1369	松阪市上ノ庄町字八幡 165 ほか 3 筆
中村 壽秀	松阪市小津町 377-2	松阪市小津町字妙感 389-1
農事組合法人 丹生営農組合	多気郡多気町丹生 1798-3	多気郡多気町丹生塔ノ本 5677 ほか 269 筆
渡邊 裕司	多気郡明和町池村 1009 番地	多気郡明和町大字有爾中高田 261-1
江尻 潜	度会郡大紀町大内山 3088-2	度会郡大紀町大内山不動野沖 3732 ほか 14 筆
農事組合法人 大東営農組合	伊賀市猪田 5610 番地	伊賀市猪田古川 6539 ほか 2 筆
農事組合法人 プロファームいなぐ	伊賀市依那具町 537 番地	伊賀市依那具城田 3531-2
農事組合法人 ひじきファーム	伊賀市比自岐 2894 番地	伊賀市比自岐田中 1163 ほか 17 筆
農事組合法人 生玉ファーム	伊賀市西湯舟 2214	伊賀市西湯舟芝崎 2580 ほか 9 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 2 月 3 日から同月 16 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 2 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

丹生土地改良区（多気郡多気町丹生 1798-3）

退任理事

多気郡多気町丹生 1628

〃 〃 〃 2103

〃 〃 〃 1588

〃 〃 〃 1104

中 村 豊 實

中 西 和 久

中 西 敬

橋 本 寛 明

多気郡多気町丹生 1623-1	坂口敏幸
〃 〃 〃 1085	松井直之
〃 〃 〃 1042-1	岡田昇
〃 〃 〃 2177	細川亮
〃 〃 〃 2458	東本友治
〃 〃 〃 1714-1	長谷川正明
退任監事	
多気郡多気町丹生 1616	川口傑
〃 〃 〃 1816	中野敏夫
就任理事	
多気郡多気町丹生 1628	中村豊實
〃 〃 〃 2103	中西和久
〃 〃 〃 1588	中西敬
〃 〃 〃 1104	橋本寛明
〃 〃 〃 1623-1	坂口敏幸
〃 〃 〃 1085	松井直之
〃 〃 〃 1042-1	岡田昇
〃 〃 〃 2177	細川亮
〃 〃 〃 2458	東本友治
〃 〃 〃 1714-1	長谷川正明
就任監事	
多気郡多気町丹生 1616	川口傑
〃 〃 〃 1816	中野敏夫

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市白江土地区画整理組合理事長から通知がありました。

平成29年2月3日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年1月27日から同年3月20日まで
- 3 作業地域  
鈴鹿市白子町及び同市江島町

## 正 誤

平成28年12月6日付け三重県公報第2859号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
3	2	伊賀市伊勢路字青山 1356 の 1	伊賀市伊勢路字青山 1356 の 1（次の図に示す部分に限る。）
3	13	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」
3	13	関係書類	図面及び関係書類





---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---